

## 汚染土壌処理業の許可手続き等に関する指導要綱

(平成21年11月11日 21水大第222号長野県環境部長通知)

### (目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)による改正後の土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)に基づき汚染土壌の処理を業として行う事業者に対し、汚染土壌処理施設の設置等に関する合意形成の手續その他必要な事項を定めることにより、生活環境の保全に配慮した汚染土壌の処理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号で定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する土壌をいう。
- (2) 処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。

### (周辺地域への配慮)

第3条 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理を業として行う者は、その処理施設の設置、変更又は維持管理に当たっては、周辺地域(当該処理施設の周辺の地域で生活環境の保全について配慮を要するものをいう。以下同じ。)の生活環境に及ぼす影響に十分配慮しなければならない。

- 2 前項に掲げる者は、処理施設の設置又は変更の計画段階において、当該処理施設を設置又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査を実施しなければならない。
- 3 第1項に掲げる者は、関係住民(周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者その他汚染土壌処理業の許可手続き等に関する指導要領(以下「要領」という。)で定める者をいう。以下同じ。)との良好な関係を構築するよう努めるとともに、関係市町村長(周辺地域を管轄する市町村長をいう。以下同じ。)又は関係住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努めなければならない。

### (記録及び閲覧)

第4条 処理施設を設置する者は、要領で定めるところにより、その処理施設において処理を行った汚染土壌の種類及び数量その他要領で定める事項を記録し、これを当該処理施設を設置する事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、当該事業場の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民の求めに応じ、閲覧させなければならない。

### (閲覧に関する勧告)

第5条 知事は、前条に掲げる者が正当な理由なく同条の規定による閲覧を拒んだときは、期限を定めて、閲覧の実施その他閲覧に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

### (事業計画協議)

第6条 次に掲げる許可申請をしようとする者(以下「事業計画者」という。)は、処理施設の設置、変更又は維持管理及びその許可申請に係る事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容に関する関係住民との合意形成を図るため、あらかじめ、知事に協議(以下「事業計画協議」という。)をしなければならない。ただし、要領で定める者については、事業計画協議

に係る規定の全部又は一部の規定を適用しない。

- (1) 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可
- (2) 法第23条第1項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可  
(事業計画概要書の提出)

第7条 事業計画者は、事業計画協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画概要書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 処理施設の設置の場所
- (3) 処理施設の種類
- (4) 処理施設の構造
- (5) 処理施設の処理能力
- (6) 処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (7) 前条第2号に係る許可申請をしようとするときは、その変更の概要
- (8) 周辺地域の範囲及びその根拠
- (9) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠
- (10) 関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会（以下「事業計画概要説明会」という。）の開催の日時及び場所

2 事業計画者は、前項の事業計画概要書を知事に提出したときは、直ちにその写しを当該事業計画概要書に記載された関係市町村長に送付しなければならない。

（事業計画概要書の公表等）

第8条 知事は、前条第1項の事業計画概要書の提出があったときは、要領で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業計画者は、前条第1項各号に掲げる事項を、その事業計画概要書に記載された関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

（事業計画概要書に対する関係市町村長等の意見）

第9条 第7条第2項の関係市町村長、前条第2項の関係住民又は事業計画概要書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、同条第1項の縦覧期間内に、第7条第1項第8号から第10号までに掲げる事項について、知事に意見書を提出することができる。

（事業計画概要書に対する知事の意見）

第10条 知事は、第8条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し事業計画概要書に記載された事項のうち次に掲げる事項についての意見を書面により通知するとともに、要領で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。

- (1) 周辺地域の範囲
- (2) 関係市町村長及び関係住民の範囲
- (3) 事業計画概要説明会の開催に関する事項

(事業計画概要説明会の開催)

第11条 事業計画者は、前条の規定による通知を受けたときは、同条の知事の意見を尊重して、事業計画協議の対象となる周辺地域(以下「対象周辺地域」という。)の範囲、当該対象周辺地域に係る事業計画協議の対象となる関係市町村長(以下「対象関係市町村長」という。)及び関係住民(以下「対象関係住民」という。)の範囲並びに事業計画概要説明会の開催の日時及び場所を決定しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定による決定をした後に、事業計画概要説明会を開催しなければならない。

3 事業計画者は、前項の事業計画概要説明会を開催するときは、その日時及び場所を、知事及び対象関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

(事業計画概要説明会の終了報告等)

第12条 事業計画者は、事業計画概要説明会(これが複数あるときは、その最後のもの)を終了し、又はその全部若しくは一部を開催しなかったときは、要領で定める事項を記載した書面(以下「事業計画概要説明会終了報告書」という。)を知事に提出し、その写しを対象関係市町村長に送付しなければならない。

2 知事は、前項の事業計画概要説明会終了報告書の提出があったときは、要領で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要説明会終了報告書を当該公表の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 対象関係市町村長及び対象関係住民は、前項の縦覧期間内に、事業計画概要説明会終了報告書の内容について、知事に意見書を提出することができる。

4 第2項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し、事業計画概要説明会を開催するよう勧告することができる。

5 第1項及び第2項(その旨の公表に係る部分に限る。)の規定は、前項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催した場合について準用する。

(事業計画書の提出)

第13条 事業計画者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事業計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 処理施設の設置の場所
- (3) 処理施設の種類
- (4) 処理施設の構造
- (5) 処理施設の処理能力
- (6) 処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (7) 第6条第2号に係る許可申請をしようとするときは、その変更の概要
- (8) 処理施設の維持管理に関する計画その他の要領で定める事項
- (9) 対象周辺地域の範囲及び根拠

- (10) 対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲及び根拠
  - (11) 事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間
  - (12) 対象関係住民に対する事業計画に関する説明会（以下「事業計画説明会」という。）の開催の日時及び場所
  - (13) 第3条第2項に掲げる調査の結果
- 2 前項の場合において、事業計画者は、同項の事業計画書を前条第2項の公表の日の翌日から起算して28日を経過した日以後に提出しなければならない。ただし、同条第4項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催したときは、その事業計画概要説明会終了報告書を提出した日の翌日以後に提出しなければならない。
- 3 事業計画者は、第1項の事業計画書を知事に提出したときには、直ちにその写しを対象関係市町村長に送付しなければならない。

（事業計画書の公表等）

第14条 知事は、前条第1項の事業計画書の提出があったときは、要領で定めるところにより、その旨を公表し、事業計画協議が終了するまでの間、当該事業計画書を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、事業計画書を事業場（当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、事業計画者の最寄りの事務所）に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。

（事業計画説明会の開催）

第15条 事業計画者は、第13条第1項の事業計画書を知事に提出した後に、事業計画説明会を開催しなければならない。

- 2 事業計画者は、前項の事業計画説明会を開催するときは、その日時及び場所を、知事及び対象関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

（事業計画に対する対象関係市町村長等の意見）

第16条 対象関係市町村長、対象関係住民又は事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業計画説明会（これが複数あるときは、その最後のもの）の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業計画についての意見書を事業計画者に送付するとともに、その写しを知事に提出することができる。

（見解書）

第17条 事業計画者は、前条の意見書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を対象関係市町村長に送付するとともに、当該見解書の内容を、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

- 2 事業計画者は、前項の見解書の作成に当たっては、前条の対象関係市町村長の意見を尊重しなければならない。
- 3 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、第1項の見解書を事業場（当該事業場

に備え置くことが困難である場合にあっては、事業計画者の最寄りの事務所)に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。

4 事業計画者は、見解書及び前条の意見書の写し(同条の意見書が送付されなかったときは、その旨を記載した書面。次項及び第19条第1項において同じ。)を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、要領で定めるところにより、その旨を公表し、当該見解書及び意見書の写しを当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(見解書に対する対象関係市町村長等の意見)

第18条 第16条に掲げる者は、前条第5項の縦覧期間内に、同条第1項の見解書についての意見書を知事に提出するとともに、その写しを事業計画者に送付することができる。

(事業計画に対する知事の意見)

第19条 知事は、第17条第4項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、同条第5項の縦覧期間満了の日の翌日以後に、事業計画者に対し、次に掲げる事項についての意見を書面により速やかに通知しなければならない。

(1) 対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項

(2) 合意形成の方法に関する事項

(3) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定により通知したときは、要領で定めるところにより、その旨を速やかに公表し、その書面を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(公聴会の開催)

第20条 前条第1項の場合において、知事は、対象関係市町村長、対象関係住民、事業計画者等の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

(最終見解書の提出)

第21条 事業計画者は、第19条第1項の規定による通知を受けたときは、同項の知事の意見に対する見解を記載した書面(次項及び第23条第3項において「最終見解書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の最終見解書の提出があったときは、その写しを対象関係市町村長に送付するとともに、要領で定めるところにより、その旨を公表し、当該最終見解書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第22条 事業計画者は、事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、要領で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業計画者に対し、この節に規定する手続の全部又は一部を再度実施すべきことを勧告することができる。

3 事業計画者は、前項の規定による知事の勧告があったときは、第1項の規定による届出の内容を対象関係市町村長に通知するとともに、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

(事業計画協議の終了)

第23条 事業計画者は、その事業計画を廃止するときは、要領で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、要領で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。

3 事業計画協議は、第1項の規定による届出又は第21条第1項の規定による最終見解書の提出があったときに、終了するものとする。

(事業計画協議に関する勧告)

第24条 知事は、事業計画者が事業計画協議を行わずに許可申請をしたときは、事業計画協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、事業計画者が第19条第1項の知事の意見に従わずに許可申請をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(勧告の公表)

第25条 知事は、前条又は第5条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第26条 この要綱の規定は、法第64条に係る事務の権限を有する市の区域については、適用しない。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。